【令和元年8月時点】

令和元年10月1日から

幼児教育・保育の利用料が 無償化 されます

下記のお子さんの保育料が無償化されます。

無償化の内容

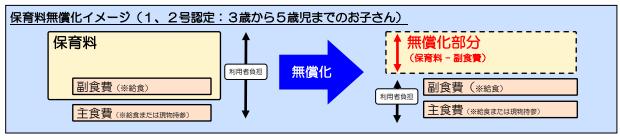
(無償化の対象となるお子さん)

- ・3歳から5歳までのお子さん
- O歳から2歳までの住民税非課税世帯のお子さん

(無償化の対象となる施設)

・認定こども園、保育所、地域型保育







※注意事項

◎無償化に伴う新たな手続きは必要ありません。

但し、現在1号認定により保育施設等を利用し、預かり保育を併用の保護者の方で保育を必要とする 事由に該当する場合、2号認定へ支給認定を切り替えることで、利用時間を同じくして預かり保育に かかる利用料を無償化することが可能です。

つきましては、支給認定区分の変更を希望の方は、ご利用の保育施設等へ『記載事項変更届』と 『保育の必要性を証明する書類』の提出をお願いします。



◎1、2号認定のお子さんで下記に該当する場合、副食費が免除されます。

- ・年収360万円未満相当世帯のお子さん
- ・全ての世帯の第3子以降のお子さん

◎延長保育料(長時間保育・預かり保育・突発保育料)は、無償化の対象外となります。

短時間認定を受け、長時間保育を利用している方で、標準時間認定の要件(月120時間以上の労働等) を満たしている方は、標準時間認定に変更することで、長時間保育料を負担する必要がなくなります。 ただし、実際の利用時間は必要最小限に留めていただき、節度ある利用をお願いします。